

横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 まち住計第 1237 号 平成 18 年 10 月 24 日 最近改正 建建防 <u>第 3456 号 令和 3 年 1 月 4 日</u></p> <p>(入札又は見積書の徴収)</p> <p>第 7 条 申請者は、事業の費用に係る、3 者以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出するとき（ただし、前条第 3 項又は第 4 項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書（第 4 号様式）を提出するときに添付するものとする。</p> <p>2 前項の入札又は見積書の徴収により、事業に係る費用（補助対象外費用を含む）が 100 万円以上になると見込まれるときは、入札又は見積書の徴収は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p><u>3 令和 8 年 3 月 31 日までに第 4 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知書による通知又は第 6 条第 1 項に規定する全体設計承認・不承認通知書による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当するとき、前項の規定は適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 まち住計第 1237 号 平成 18 年 10 月 24 日 最近改正 建建防 第 4580 号 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>(入札又は見積書の徴収)</p> <p>第 7 条 申請者は、事業の費用に係る、3 者以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出するとき（ただし、前条第 3 項又は第 4 項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書（第 4 号様式）を提出するときに添付するものとする。</p> <p>2 前項の入札又は見積書の徴収により、事業に係る費用（補助対象外費用を含む）が 100 万円以上になると見込まれるときは、入札又は見積書の徴収は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書を市長に提出した場合は、この項の規定は適用しない。</p>

4 令和8年3月31日までに第4条第1項に規定する補助金交付決定通知書による通知又は第6条第1項に規定する全体設計承認・不承認通知書による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に該当しないとき、次の各号のいずれかに該当する事業者を、第2項の規定において市内事業者とみなすことができる。

(1) 補助対象事業が耐震改修設計の場合、当該建築物の耐震診断の実施事業者

(2) 補助対象事業が全体改修、段階改修又は部分改修における工事監理の場合、当該建築物の耐震改修設計の実施事業者

(3) 補助対象事業が段階改修2回目における耐震改修工事の場合、当該建築物の段階改修工事1回目の実施事業者

(4) 補助対象事業が部分改修2回目以降における耐震改修工事の場合、当該建築物の前回工事の実施事業者

(5) その者が補助対象事業を実施することが特に合理的であると市長が認める事業者

5 申請者は、第1項の規定により行った入札又は見積書の徴収の結果、事業に要する費用（ただし、補助対象外のものを除く。）が最も低いものを設計事業者又は施工事業者とするものとする。

6 前項の規定により決定した設計事業者が実施する耐震改修設計について、当該耐震改修設計の妥当性の評価を、当該設計事業者が設置する耐震判定機関等に依頼しようとする場合は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 「当該耐震判定機関等にて耐震改修計画の妥当性について評価を受けること」及び「第3号に規定する議事録を提出すること」を申請者が同意していることを示した書類を、第3条第1項に規定する補助金交付申請書（第1号様式）を提出するとき（ただし、前条第3項又は第4項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）、又は、第5条第1項に規定する全体設計承認申請書（第4号様式）を提出するときに添付すること。

(2) 当該耐震判定機関等に所属する委員のうち、当該設計事業者に所

3 申請者は、第1項の規定により行った入札又は見積書の徴収の結果、事業に要する費用（ただし、補助対象外のものを除く。）が最も低いものを設計事業者又は施工事業者とするものとする。

4 前項の規定により決定した設計事業者が実施する耐震改修設計について、当該耐震改修設計の妥当性の評価を、当該設計事業者が設置する耐震判定機関等に依頼しようとする場合は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

の要件を満たさなければならない。

(1) 「当該耐震判定機関等にて耐震改修計画の妥当性について評価を受けること」及び「第3号に規定する議事録を提出すること」を申請者が同意していることを示した書類を、第3条第1項に規定する補助金交付申請書（第1号様式）を提出するとき（ただし、前条第3項又は第4項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）、又は、第5条第1項に規定する全体設計承認申請書（第4号様式）を提出するときに添付すること。

(2) 当該耐震判定機関等に所属する委員のうち、当該設計事業者に所

属する者は、当該耐震改修設計に係る耐震改修計画の妥当性について評価の審議には加わず、その他の委員のみで当該審議を行うこと。

- (3) 前号の審議に係る議事録（ただし、前号の要件を満たすことが確認できるものに限る。）を第 17 条第 1 項に規定する完了実績報告書（第 16 号様式）を提出するときに添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 3 年 3 月 31 日までに、第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 5 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第 7 条の規定については、なお従前の例による。

属する者は、当該耐震改修設計に係る耐震改修計画の妥当性について評価の審議には加わず、その他の委員のみで当該審議を行うこと。

- (3) 前号の審議に係る議事録（ただし、前号の要件を満たすことが確認できるものに限る。）を第 17 条第 1 項に規定する完了実績報告書（第 16 号様式）を提出するときに添付すること。